



発行 東京都

目 次

告 示

○宅地建物取引業法による行政処分……………

（住宅政策本部民間住宅部不動産業課）…

○電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道

（建設局道路管理部監察指導課）…

○警備員等の検定の実施（二件）……………

（警備員等の検定合格者審査の実施（九件）…

○警備員等の検定合格者審査の実施（二件）…

（警備員指導教育責任者講習の実施（二件）…

○大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…

公 告

一 路線名

東京都知事 小 池 百合子

告 示

二 指定する区間

東村山市久米川町三丁目二十九番九地
先から同市恩多町五丁目三番一地内まで

三 指定の概要

別図表示のとおり

●東京都告示第百四十七号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第

六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年二月二十二日

一 被処分者

（一）商号 株式会社インターネット不動産販売

（二）代表者氏名 代表取締役 中島 敏宏

（三）主たる事務所の所在地 板橋区大山金井町四十番二号 the
一〇〇YAMA一〇一

（四）免許証番号 東京都知事(1)第一〇三〇八六号

（五）免許年月日 平成三十一年二月二十二日

二 処分年月日 令和六年二月十四日

三 処分内容 業務の全部の停止十四日間（令和六年二月二十九日から同年三月十三日まで）

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十五条第二項第一号

●東京都告示第百四十八号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和六年二月二十二日



別
図

都道東村山東久留米線
電線共同溝を整備すべき道路の指定略図

東村山市久米川町三丁目・恩多町五丁目

（電線共同溝予定名称 東村山東久留米・三号）
延長 五四八・〇メートル
指定区間 都道府県
計画線道

□ (六)

(木) 22年2月22日 令和6年2月22日

●東京都公安委員会告示第64号
警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により次のとおり告示する。

令和6年2月22日

東京都公安委員会

委員長 廣瀬道明
記

1 検定の実施期日及び時間

(1) 学科試験

令和6年5月25日（土曜日）
午前8時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

令和6年7月6日（土曜日）
午前8時30分から午後4時30分まで

2 検定の実施場所

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁駿洲運転免許試験場

3 検定の実施種別

規則第1条第3号の警備業務（雜踏警備業務に係るもの）をいう。）に係る規則第4条に規定する2級の検定

4 検定予定人員

45名

5 検定申出の要領

検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。

なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

(1) 検定申出の受付期間

令和6年4月8日（月曜日）及び同月9日（火曜日）の2日間

(2) 受付専用電話

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係
03（3581）8201

6 申請手続

(1) 受付期間

令和6年4月17日（水曜日）から同月19日（金曜日）までの3日間

午前8時30分から午後4時30分まで

(2) 受付場所

規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。
ア 東京都内の住所地を管轄する警察署
イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署

イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署

東京都公安委員会
委員長 廣瀬道明
記

●東京都公安委員会告示第65号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により次のとおり告示する。

令和6年2月22日

東京都公安委員会

委員長 廣瀬道明

記

1 検定の実施期日及び時間

(1) 学科試験

令和6年5月25日（土曜日）
午前8時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

令和6年7月6日（土曜日）
午前8時30分から午後4時30分まで

2 検定の実施場所

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁駿洲運転免許試験場

3 検定の実施種別

規則第1条第3号の警備業務（雜踏警備業務に係るもの）をいう。）に係る規則第4条に規定する2級の検定

4 検定予定人員

45名

5 検定申出の要領

検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。

(2) 受付場所に該当することを疎明する次の書面各1通

ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面各1通

6 申請手続

(1) 受付期間

令和6年7月6日（土曜日）
午前8時30分から午後4時30分まで

(2) 受付専用電話

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係
電話 03（3581）4321 内線30312

7 問合せ先

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係
電話 03（3581）8201

8 検定手数料

13,000円

9 申告

申告

10 検定申出の受付期間

申告

11 検定申出の受付場所

申告

12 検定申出の受付専用電話

申告

13 検定申出の受付専用電話

申告

14 検定申出の受付専用電話

申告

15 検定申出の受付専用電話

申告

16 検定申出の受付専用電話

申告

17 検定申出の受付専用電話

申告

18 検定申出の受付専用電話

申告

19 検定申出の受付専用電話

申告

20 検定申出の受付専用電話

申告

21 検定申出の受付専用電話

申告

22 検定申出の受付専用電話

申告

23 検定申出の受付専用電話

申告

24 検定申出の受付専用電話

申告

25 検定申出の受付専用電話

申告

26 検定申出の受付専用電話

申告

27 検定申出の受付専用電話

申告

28 検定申出の受付専用電話

申告

29 検定申出の受付専用電話

申告

30 検定申出の受付専用電話

申告

31 検定申出の受付専用電話

申告

32 検定申出の受付専用電話

申告

33 検定申出の受付専用電話

申告

34 検定申出の受付専用電話

申告

35 検定申出の受付専用電話

申告

36 検定申出の受付専用電話

申告

37 検定申出の受付専用電話

申告

38 検定申出の受付専用電話

申告

39 検定申出の受付専用電話

申告

40 検定申出の受付専用電話

申告

41 検定申出の受付専用電話

申告

42 検定申出の受付専用電話

申告

43 検定申出の受付専用電話

申告

44 検定申出の受付専用電話

申告

45 検定申出の受付専用電話

申告

46 検定申出の受付専用電話

申告

47 検定申出の受付専用電話

申告

48 検定申出の受付専用電話

申告

49 検定申出の受付専用電話

申告

50 検定申出の受付専用電話

申告

51 検定申出の受付専用電話

申告

52 検定申出の受付専用電話

申告

53 検定申出の受付専用電話

申告

54 検定申出の受付専用電話

申告

55 検定申出の受付専用電話

申告

56 検定申出の受付専用電話

申告

57 検定申出の受付専用電話

申告

58 検定申出の受付専用電話

申告

59 検定申出の受付専用電話

申告

60 検定申出の受付専用電話

申告

61 検定申出の受付専用電話

申告

62 検定申出の受付専用電話

申告

63 検定申出の受付専用電話

申告

64 検定申出の受付専用電話

申告

65 検定申出の受付専用電話

申告

66 検定申出の受付専用電話

申告

67 検定申出の受付専用電話

申告

68 検定申出の受付専用電話

申告

69 検定申出の受付専用電話

申告

70 検定申出の受付専用電話

申告

71 検定申出の受付専用電話

申告

72 検定申出の受付専用電話

申告

73 検定申出の受付専用電話

申告

74 検定申出の受付専用電話

申告

75 検定申出の受付専用電話

申告

76 検定申出の受付専用電話

申告

77 検定申出の受付専用電話

申告

78 検定申出の受付専用電話

申告

79 検定申出の受付専用電話

申告

80 検定申出の受付専用電話

申告

81 検定申出の受付専用電話

申告

82 検定申出の受付専用電話

申告

83 検定申出の受付専用電話

申告

84 検定申出の受付専用電話

申告

85 検定申出の受付専用電話

申告

86 検定申出の受付専用電話

申告

87 検定申出の受付専用電話

申告

88 検定申出の受付専用電話

申告

89 検定申出の受付専用電話

申告

90 検定申出の受付専用電話

申告

91 検定申出の受付専用電話

申告

92 検定申出の受付専用電話

申告

93 検定申出の受付専用電話

申告

94 検定申出の受付専用電話

申告

95 検定申出の受付専用電話

申告

96 検定申出の受付専用電話

申告

97 検定申出の受付専用電話

申告

98 検定申出の受付専用電話

申告

99 検定申出の受付専用電話

申告

100 検定申出の受付専用電話

申告

101 検定申出の受付専用電話

申告

102 検定申出の受付専用電話

申告

103 検定申出の受付専用電話

申告

104 検定申出の受付専用電話

申告

105 検定申出の受付専用電話

申告

106 検定申出の受付専用電話

2 検定の実施場所	品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試験場	ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署	第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査（以下「審査」という。）を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。
3 検定の実施種別	規則第1条第4号の警備業務（交通誘導警備業務に係るもの）をいう。）に係る規則第4条に規定する2級の検定	(3) 申請書類 ア 申請書類 イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） ウ 前(2)の受付場所に該当することを説明する次の書面 各1通	東京都公安委員会 委員長 廣瀬道明 記 令和6年2月22日
4 検定予定人員	45名	1 審査の実施期日及び時間 令和6年5月25日（土曜日） 午前8時30分から午後0時30分まで	
5 検定申出の要領	（1） 検定申出の受付期間 令和6年4月10日（水曜日）及び同月11日（木曜日）の2日間 午前8時30分から午後4時30分まで (2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03（3581）8201 (1) 受付期間 令和6年4月17日（水曜日）から同月19日（金曜日）までの3日間 (2) 受付場所 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。	2 審査の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試験場 3 審査の実施種別 規則附則第6条第1号の空港保安警備業務に係る1級の検定合格者審査 4 審査対象者 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する空港保安警備に係る同項に規定する検定であって、同条第2項に規定する1級に係るものに合格した者 5 審査予定人員 30名	6 申請申出の要領 申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。 なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。
6 申請手続	●東京都公安委員会告示66号 警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）附則第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則		

<p>(1) 申請申出の受付期間 令和6年4月15日(月曜日)及び同月16日(火曜日)の2日間 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03(3581) 8201</p>	<p>面 (ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を陳明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を陳明する営業所所属証明書ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれかを、前(2)のウに該当する者は陳明する書面を要しない。</p>	<p>午前8時30分から午後0時30分まで 2 番査の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試験場</p> <p>3 番査の実施種別 規則附則第6条第2号の空港保安警備業務に係る2級の検定合格者査査</p>
<p>7 申請手続</p> <p>(1) 受付期間 令和6年4月22日(月曜日)から同月24日(水曜日)までの3日間 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>(2) 受付場所 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署 ウ 旧規則第8条の合格証(以下「旧合格証」といいう。)の交付を受けた東京都内の警察署</p> <p>(3) 申請書類 ア 番査申請書1通 イ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)1葉 ウ 旧合格証の写し エ 前(2)の受付場所に該当することを証明する次の書</p>	<p>(4) 審査手数料 4,700円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03(3581) 4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第67号 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)附則第6条の規定に基づく検定合格者査査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査(以下「審査」という。)を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。</p>	<p>4 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。)第1条第1項の表に規定する空港保安警備に係る同項に規定する検定であって、同条第2項に規定する1級に係るもの又は2級に係るものに合格した者</p> <p>5 番査予定人員 30名</p> <p>6 申請申出の要領 申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。 なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 申請申出の受付期間 令和6年4月15日(月曜日)及び同月16日(火曜日)の2日間 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03(3581) 8201</p> <p>1 番査の実施期日及び時間 令和6年5月25日(土曜日)</p> <p>7 申請手続</p>

<p>(1) 受付期間 令和5年4月22日(月曜日)から同月24日(水曜日)までの3日間 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>(2) 受付場所 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいすれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署 ウ 旧規則第8条の合格証(以下「旧合格証」といふ。)の交付を受けた東京都内の警察署</p> <p>(3) 申請書類 ア 審査申請書 1通 イ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1葉 ウ 旧合格証の写し エ 前(2)の受付場所に該当することを証明する次の書面 (ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を証明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が明らかとなる書面 (イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を証明する営業所所属証明書 ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいすれかを、前(2)のウに該当する者は証明する書面を要しな</p>	<p>(4) 審査手数料 4,700円 8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03(3581)4321 内線30312</p> <p>規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。)第1条第1項の表に規定する常駐警備に係る同項に規定する検定であって、同条第2項に規定する1級に係るものに合格した者</p> <p>●東京都公安委員会告示第68号 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)附則第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査(以下「審査」という。)を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査(以下「審査」という。)を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>1 審査の実施期間及び時間 委員長 廣瀬道明 記 東京都公安委員会 令和6年2月22日</p> <p>2 審査の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試験場</p> <p>3 審査の実施種別 規則附則第6条第3号の施設警備業務に係る1級の検定合格者審査</p> <p>4 審査対象者 ア 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を</p>
---	---

		管轄する警察署	
ウ 旧規則第8条の合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けた東京都内の警察署		国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）附則第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査（以下「審査」という。）を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。	
(3) 申請書類		<p>ア 審査申請書 1通</p> <p>イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 1葉</p> <p>ウ 旧合格証の写し</p> <p>エ 前(2)の受付場所に該当することを説明する次の書面</p>	
(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を説明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が明らかとなる書面		<p>1 審査の実施期日及び時間 令和6年5月25日（土曜日） 午前8時30分から午後0時30分まで</p> <p>2 審査の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試験場</p>	
(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を説明する営業所所属証明書		<p>3 審査の実施種別 規則附則第6条第4号の施設警備業務に係る2級の検定合格者審査</p> <p>4 審査対象者 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する常駐警備に係る同項に規定する検定であって、同条第2項に規定する1級に係るもの又は2級に係るものに合格した者</p>	
(4) 審査手数料 4,700円		<p>5 審査予定人員 30名</p> <p>6 申請申出の要領</p>	

●東京都公安局告示第69号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）

附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年

申請に先立つて、申請申出を必ず行うこと。

ウ 旧規則第8条の合格証（以下「旧合格証」とい

う。）の交付を受けた東京都内の警察署

なあ、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

(1) 申請申出の受付期間

令和6年4月15日（月曜日）及び同月16日（火曜日）の2日間

午前8時30分から午後4時30分まで

(2) 受付専用電話
警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係
03（3581）8201

(3) 申請書類

ア 審査申請書 1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏

名及び撮影年月日を記載したもの) 1葉		記	03 (3581) 8201
ウ	旧合格証の写し	7 申請手続	
エ	前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面	(1) 受付期間	令和6年4月22日(月曜日)から同月24日(水曜日)までの3日間
(ア)	前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が明らかとなる書面	(2) 受付場所	午前8時30分から午後4時30分まで
品川区東大井一丁目12番5号	警視庁鶴洲運転免許試験場		
8	問合せ先	3 審査の実施種別	規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。
警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係	電話 03 (3581) 4321 内線30312	4 審査対象者	ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署
●東京都公安委員会告示第0号	規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号)以下「旧規則」という。)第1条第1項の表に規定する交通誘導警備に係る同項に規定する検定であって、同条第2項に規定する1級に係るものに合格した者	5 審査予定人員	ウ 旧規則第8条の合格証(以下「旧合格証」といいう。)の交付を受けた東京都内の警察署
警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)以下「規則」という。)附則第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査(以下「審査」という。)を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。	6 申請申出の要領	(3) 申請書類	ア 審査申請書 1通 イ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1葉
令和6年2月22日	なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。	(1) 申請申出の受付期間	ウ 旧合格証の写し
東京都公安委員会	エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面	令和6年4月15日(月曜日)及び同月16日(火曜日)の2日間	(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が明らかとなる書面
委員長 廣瀬道明	警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係	(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書	

ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいざれかを、前(2)のウに該当する者は陳明する書面を要しない。

- (4) 審査手数料 4,700円
- 8 問合せ先

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

電話 03 (3581) 4321 内線30312

の検定合格者審査

- 4 審査対象者
規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号)以下「旧規則」という。)第1条第1項の表に規定する交通誘導警備に係る同項に規定する検定であって、同条第2項に規定する1級に係るもの又は2級に係るものに合格した者

- 5 審査予定人員
30名
- 6 申請申出の要領
申請に先立つて、申請申出を必ず行うこと。
なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。
- (1) 申請申出の受付期間
令和6年4月15日(月曜日)及び同月16日(火曜日)の2日間
- 午前8時30分から午後4時30分まで
- (2) 受付専用電話
警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係
03 (3581) 8201

- 東京都公安委員会告示第71号
警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)
附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)。以下「規則」という。)附則第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査(以下「審査」という。)を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。

- 令和6年2月22日
- 東京都公安委員会
委員長 廣瀬道明
記
- 1 審査の実施期日及び時間
令和6年5月25日(土曜日)
午前8時30分から午後0時30分まで
- 2 審査の実施場所
品川区東大井一丁目12番5号 警視庁駿洲運転免許試験場
- 3 審査の実施種別
規則附則第6条第6号の交通誘導警備業務に係る2級

のいざれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。

- ア 東京都内の住所地を管轄する警察署
イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署

- ウ 旧規則第8条の合格証(以下「旧合格証」といふ。)の交付を受けた東京都内の警察署
(3) 申請書類
ア 審査申請書 1通
イ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1葉
ウ 旧合格証の写し
エ 前(2)の受付場所に該当することを陳明する次の書面
(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を陳明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が明らかとなる書面
(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を陳明する営業所所属証明書
ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいざれかを、前(2)のウに該当する者は陳明する書面を要しない。

- 7 申請手続
(1) 受付期間
令和6年4月22日(月曜日)から同月24日(水曜日)までの3日間
午前8時30分から午後4時30分まで
- (2) 受付場所
規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次

- 8 問合せ先
警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係
電話 03 (3581) 4321 内線30312

●東京都公安委員会告示第72号		警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）附則第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査（以下「審査」という。）を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。	
5	審査予定人員	イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 1葉	
6	申請申出の要領	申請に先立つて、申請申出を必ず行うこと。 なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。	
7	申請申出の受付期間	令和6年4月15日（月曜日）及び同月16日（火曜日）の2日間	
8	受付専用電話	警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03（3581）8201	
9	申請手続	（1）受付期間 令和6年4月22日（月曜日）から同月24日（水曜日）までの3日間 （2）受付場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試験場	
10	審査の実施種別	規則附則第6条第8号の核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る2級の検定合格者審査	
11	審査対象者	規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する核燃料物質等運搬警備に係る同項に規定する検定であって、同条第2項に規定する1級に係るもの又は2級に係るものに合格した者	
12	審査の実施場所	東京都公安委員会 委員長 廣瀬道明 記	
13	審査の実施日及び時間	令和6年5月25日（土曜日）午前8時30分から午後0時30分まで	
14	受付期間	（1）受付期間 午前8時30分から午後4時30分まで	
15	受付場所	（2）受付場所 令和6年4月22日（月曜日）から同月24日（水曜日）までの3日間	
16	審査手数料	（4）審査手数料 4,700円	
17	問合せ先	警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03（3581）4321 内線30312	
●東京都公安委員会告示第73号			
警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）附則第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査（以下「審査」という。）を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。			

令和6年2月22日	午前8時30分から午後4時30分まで	明らかとなる書面
東京都公安委員会	(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する	
委員長 廣瀬道明 記 記	警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係	
1 審査の実施期日及び時間 令和6年5月25日 (土曜日)	03 (3581) 8201	
2 審査の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試験場	7 申請手続 (1) 受付期間 令和6年4月22日 (月曜日) から同月24日 (水曜日) までの3日間	
3 審査の実施種別 規則附則第6条第9号の貴重品運搬警備業務に係る1級の検定合格者審査	(2) 受付場所 午前8時30分から午後4時30分まで	
4 審査対象者 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に係る規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号)以下「旧規則」という。)第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備に係る同項に規定する検定であって、同条第2項に規定する1級に係るものに合格した者	(3) 申請書類 ア 審査申請書 1通 イ 写真 (申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1葉	
5 審査予定人員 30名	6 申請申出の要領 申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。 なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。	
(1) 申請申出の受付期間 令和6年4月15日 (月曜日) 及び同月16日 (火曜日) の2日間	7 申請手続 (1) 受付期間 令和6年4月22日 (月曜日) から同月24日 (水曜日) までの3日間	
8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312	(2) 受付場所 午前8時30分から午後4時30分まで	
9 詳細 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次 のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を 管轄する警察署	(3) 申請書類 ウ 旧規則第8条の合格証(以下「旧合格証」とい う。)の交付を受けた東京都内の警察署	
10 申告事項 規則附則第20号。以下「規則」という。)附則 第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則 第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判 定する審査(以下「審査」という。)を実施するので、規 則附則第9条の規定により次のとおり告示する。	11 審査の実施期日及び時間 令和6年5月25日 (土曜日)	
12 審査の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試験場	13 申請手続 (1) 受付期間 令和6年4月22日 (月曜日) から同月24日 (水曜日) までの3日間	

験場
審査の実施種別

規則附則第6条第10号の貴重品運搬警備業務に係る2

級の検定合格者審査

4 審査対象者

規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に係る規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号)以下「旧規則」という。)第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備に係る同項に規定する検定であって、同条第2項に規定する1級に係るもの又は2級に係るものに合格した者

5 審査予定人員

30名

6 申請申出の要領

申請に先立つて、申請申出を必ず行うこと。
なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

(1) 申請申出の受付期間

令和6年4月15日(月曜日)及び同月16日(火曜日)の2日間

午前8時30分から午後4時30分まで

(2) 受付専用電話

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係
03(3581)8201

7 申請手続

(1) 受付期間
令和6年4月22日(月曜日)から同月24日(水曜日)までの3日間

午前8時30分から午後4時30分まで

(2) 受付場所

規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。

ア 東京都内の住所地を管轄する警察署
イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署

ウ 旧規則第8条の合格証(以下「旧合格証」といふ。)の交付を受けた東京都内の警察署

(3) 申請書類

ア 審査申請書 1通

イ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1葉

ウ 旧合格証の写し
エ 前(2)の受付場所に該当することを証明する次の書面

(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を証明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が明らかとなる書面

(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を証明する営業所所属証明書

ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれかを、前(2)のウに該当する者は証明する書面を要しなし。

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係
電話 03(3581)4321 内線30312

●東京都公安委員会告示第75号

警備業法(昭和47年法律第117号)以下「法」といふ。)第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第2条の規定により次のとおり告示する。

令和6年2月22日
東京都公安委員会
委員長 廣瀬道明
記

1 講習の実施期間及び時間
令和6年5月7日(火曜日)から同月15日(水曜日)までの7日間(日曜日及び土曜日を除く。)
午前9時から午後5時まで

2 講習の実施場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル

一般社団法人東京都警備業協会研修室

3 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第1号で定める警備業務(事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「1号警備業務」という。)

4 講習予定人員

120名

5 受講対象者

(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上

1号警備業務に従事しているもの
(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者
ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者

イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの
6 受講申出の要領

受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。

なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

事じたことを証明する警備業者が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を説明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

(1) 受講申出の受付期間
令和6年4月3日(水曜日)及び同月4日(木曜日)の2日間
午前9時から午後5時まで

(2) 受付専用電話

一般社団法人東京都警備業協会

03(3837)2160

(3) 受講対象者の確定方法

受講対象者のうち100名は、次に掲げる者を優先する。

ア 現に東京都内に居住する者
イ 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者

7 申込手続
(1) 受付期間
電話受付予約終了後から令和6年4月18日(木曜日)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)
午前9時から午後5時まで

(2) 受付場所
台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル
一般社団法人東京都警備業協会

(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書

ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を説明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業

イ 前記5の(1)に該当する者は、1号警備業務に従事しているもの

(ア) 前記5の(1)に該当する者は、1号警備業務に従事しているもの

業務従事証明書に代えて提出すること。
ウ 前6の(3)のア又はイに該当する者は、それぞれに

該当することを疎明する次の書面 各1通

(ア) 前6の(3)のアに該当する者は、住居地を疎明す
る住民票の写し、運転免許証の写しその他の住居

地が明らかとなる書面

(イ) 前6の(3)のイに該当する者は、現に属する営業
所の所在地を疎明する営業所所属証明書

ただし、前6の(3)のア及びイに該当する者は、い
ずれかの疎明する書面を要しない。

8 受講料納入手続

(1) 受講料納入の受付期間

令和6年4月25日(木曜日)及び同月26日(金曜
日)の2日間

(2) 受付場所

台東区東上野一丁目1番12号 粤橋ビル

(3) 受講手数料

47,000円

9 問合せ先

(1) 一般社団法人東京都警備業協会

電話 03(5818)6070

(2) 警視庁生活安全部生活総務課防犯営業第一係

電話 03(3581)4321 内線30312

●東京都公安委員会告示第6号
警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」とい
う。)第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教
育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び
機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年
国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。)第2
条の規定により次のとおり告示する。

令和6年2月22日

東京都公安委員会
委員長 廣瀬道明

記

1 講習の実施期間及び時間
令和6年5月28日(火曜日)から同月30日(木曜日)
までの3日間

午前9時から午後5時まで

2 講習の実施場所
台東区東上野一丁目1番12号 粤橋ビル

一般社団法人東京都警備業協会研修室

3 講習に係る警備業務の区分
法第2条第1項第2号で定める警備業務(人若しくは
車両の雜踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所
における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務を
いう。以下「2号警備業務」という。)

(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同
等以上の知識及び能力を有すると認める次の者
ア 檢定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員
等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規
則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第
2項に規定する1級の検定(2号警備業務に係るも
のに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格し

4 講習予定人員
100名

5 受講対象者
法第2条第1項に定める警備業務のうち、2号警備業
務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定す
る警備員指導教育責任者資格者証(以下「警備員指導教
育責任者資格者証」という。)又は規則第7条第1項に

規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下
「警備員指導教育責任者講習修了証明書」という。)の
交付を受けている者であって、次のいずれかに該当する
もの
(1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算し
て3年以上ある者
(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安
委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4
条に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに
限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第
4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の
交付を受けている者
(3) 檢定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業
務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に
係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、
当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上
2号警備業務に従事しているもの
(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同
等以上の知識及び能力を有すると認める次の者
ア 檢定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員
等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規
則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第
2項に規定する1級の検定(2号警備業務に係るも
のに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格し

イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定
(2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級檢
定」という。)に合格した警備員であって、当該檢

警備公報依頼

定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

6 受講申出の要領

受講申込みに先立つて、受講申出を必ず行うこと。
なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

(1) 受講申出の受付期日

令和6年4月23日(火曜日)及び同月24日(水曜日)の2日間

午前9時から午後5時まで

(2) 受付専用電話

一般社団法人東京都警備業協会

電話 03(3837)2160

(3) 受講対象者の確定方法

受講対象者のうち80名は、次に掲げる者を優先する。

ア 現に東京都内に居住する者

イ 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者

7 申込手続

(1) 受付期間

電話受付予約終了後から令和6年5月14日(火曜日)までの間(日曜日、土曜日及び国民の祝日にかかる法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

午前9時から午後5時まで

(2) 受付場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル

一般社団法人東京都警備業協会

(3) 申込書類

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通
イ 2号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証の写し又は警備員指導教育責任者講習修了証明書の写し 1通
ウ 前記5の受講対象者に該当することを説明する次の書面 各1通

(ア) 前記5の(1)に該当する者は、2号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を説明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を説明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書

ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を説明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

エ 前6の(3)のア又はイに該当する者は、それぞれに該当することを説明する次の書面 各1通

(ア) 前6の(3)のアに該当する者は、住居地を説明する住民票の写し、運転免許証の写しその他住居地が明らかとなる書面

(イ) 前6の(3)のイに該当する者は、現に属する営業所の所在地を説明する営業所所属証明書

ただし、前6の(3)のア及びイに該当する者は、いずれかの説明する書面を要しない。

8 受講料納入手続

(1) 受講料納入の受付期間

令和6年5月21日(火曜日)及び同月22日(水曜日)の2日間

午前9時から午後4時30分まで

(2) 受付場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル

一般社団法人東京都警備業協会

(3) 受講料

14,000円

9 問合せ先

(1) 一般社団法人東京都警備業協会
電話 03 (5818) 6070

(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

電話 03 (3581) 4321 内線30312

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見
の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定による東京都の意見について、同条第六項の規定により次のとおり概要を公表し、当該意見を縦覧に供する。

令和6年2月22日

東京都知事 小池百合子

一 店舗名、店舗所在地及び設置者名
(一)ア 店舗名 (仮称) オーケー東伏見店

イ 店舗所在地 西東京市東伏見五丁目百八十番地一
ウ 設置者名 株式会社けやきの杜

(二)ア 店舗名 (仮称) 多摩川住宅商業施設整備事業

イ 店舗所在地 調布市染地三丁目一番地八百十五番外
ウ 設置者名 生活協同組合コープみらい

(三)ア 店舗名 コーナンPR0小平花小金井店

イ 店舗所在地 小平市花小金井四丁目三十五番六号
ウ 設置者名 コーナン商事株式会社

(四)ア 店舗名 鈴木ビル

イ 店舗所在地 狛江市東野川三丁目一番六号
ウ 設置者名 鈴木利一

二 東京都の意見の概要

ア 概要

一(1)から(4)までの店舗に係る届出については、区市等の意見に配意するとともに、大規模小売店舗立地法第四条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して意見なしとする。

イ 意見の通知日

令和6年1月三十日

三 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

四 縦覧期間

令和6年2月22日から同年3月22日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

五 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行 東京
電話 ○三(5)三二二一)一一一(代)
郵便番号 163-8001
定価 一本
一箇月 五〇円
(郵送料を含む)
印刷所 勝美印刷株式会社
電話 ○三(三)八一(1)五二〇一(代)
郵便番号 113-0001